

質問項目に対する全国学童保育連絡協議会の意見

- 国が作成する基準は、「最低基準」という位置づけとなるように策定をしてほしい。
- 基本的な全国学童保育連絡協議会の意見・要望は「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」を求めるものです。
- 学童保育の保育指針も必要です。

以下、質問に対する意見です。

- 指導員の資格について「児童厚生員の資格を有する者が望ましい」なについてどう考えるか
 - 児童厚生員の資格は「任用資格」であり、また、「高卒で2年以上児童福祉事業に携わる」「大学で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科を履修したもの」というものは資格とは言えない。
 - 保育士の資格を有するものが必要です。教諭の免許も持った者を加えることも可能かと思えます。将来的には固有の「学童保育士」という国家資格が必要です。

○無資格者を指導員として認める場合の手段等について

- 都道府県が認定研修を行い、認定する仕組みとすしてほしい。また、経過措置として認定取得までに一定期間を確保してほしい。認定講習の内容は、全国学童保育連絡協議会の「学童保育指導員の研修科目（試案）」（別紙）を参考に組み立ててほしい。認定講習への国の財政支援（必要経費、参加指導員の費用保障など）を行うことが必要です。

○配置基準についての考え方について

- 集団の規模の制限も必要なので、次の配置基準とする。
 - 20人まで 3人
 - 21人～30人 4人
 - 30人を超えれば分割する。
 - 年度途中は児童数の変更があっても指導員数は変更しない。
 - 「専任常時複数配置」が必要。

○有資格者の配置基準について

- 指導員はチームワークで行う職場なので、小さい職場で身分や責任の差はつけるべきではない。全員が有資格者で責任等についても等しく負う体制が必要。障害児受入加配も同様の考え方が必要です。

○児童数にかかわらず何名の指導員が必要か

- 「1施設2名を下らない」は必要です。

○集団の規模は何人か

- 基本的な生活単位となる集団の規模は30人までが必要です。
- 30人を超えたら分割すべき。30人以上は経過措置を付けて改善させていく必要があります。ガイドラインの「おおむね40人程度が望ましい」と「上限は70人まで」というダブルスタンダードは、実質的に「70人までは良い」ことになり、「おおむね40人程度」が意味なしにな

る。

「上限は」ではなく、「経過措置」として位置づけて解決することが必要です。

○専用室・専用スペースの広さについて

→ 「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」に記したものを確保してほしい。専用の生活室として確保（「スペース」ではない）し、生活室は一人当たり1.95㎡を確保が必要です。それ以外に生活の場として必要な、施設・設備を確保する必要があります。

○静養室その他の施設・設備について

→ 「毎日の生活の場」として必要な施設・設備は、「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」に記してあるものが必要です。

○開所日数ほどの程度が必要か

→ 保護者の就労に見合った開所が必要です。平日、土曜日、長期休業日、4月1日からの開所は必要です。平日198日・土曜49日・長期休業日47日の290日以上は必要です。地域によっては日曜日の開所も必要です。2012年調査で290日以上は57.2% 280日以上は69.5%。

→ 自治体の裁量としては、土曜日の開設の仕方の範囲がふさわしい。

○開所時間について

→ 保護者の就労時間およびお迎え可能時間を考慮して決定することが必要です（7時までは通常保育と考える）。7時以降は家庭によって延長保育が可能とすることが必要です。

→ 土曜日・長期休業日の開始時刻も保護者の出勤時間を考慮して決定することが必要です（遅くとも「朝8時から」の開所は必要です）。

→ 自治体の裁量は延長保育についての対応の範囲がふさわしい。

○その他について

→ 子どものへの人権配慮など一般原則を明記すべきです。学童保育の保育指針の作成の必要性も明記してほしい。

○利用手続きの市町村の関与について

→ 市町村が各施設の入所申し込み状況を把握し、待機児童の解消への支援（校区を変えての入所も可能とするなど）、分割の必要性の把握などを行う必要があります。

○その他、基準に関する意見

→ 一人親家庭の入所優先が必要です。

→ 保育料に対する減免措置制度が必要です。

→ 障害児の受け入れ基準と指導員配置基準が必要です。

→ 学童保育の保育指針の作成が必要です。

→ 基準は経過措置を設け、基準を満たすための特段の支援を行う必要があります。

●厚生労働省ヒアリングの資料

「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」（改訂版）、「学童保育の保育指針（案）」、12月20日に提出した厚生労働省への要望書、「指導員の研修課目試案」

放課後児童クラブの基準に関するヒアリング項目

1. はじめに

子ども・子育て新制度の検討に当たり、放課後児童クラブについては、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（少子化社会対策会議決定（平成 24 年 3 月 2 日））により、「職員の資格、員数、施設、開所日数・時間などについて、国は法令上の基準を新たに児童福祉法体系に設定する」とされた。

上記決定を踏まえ、改正後の児童福祉法では、放課後児童クラブの施設及び運営について、国が省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めなければならないこととなる。この際、「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数」については従うべき基準とし、「その他の事項」については参酌すべき基準とされた。

また、改正後の児童福祉法では、これまで「小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童」とされていた対象児童が、「小学校に就学している児童」とされたため、小学校 6 年生まで全ての児童が対象となる。

これらの内容を踏まえ、国が省令で定める基準についてどのように定めるべきか、御見解をお伺いする。

2. ヒアリング項目

【資格（従うべき基準）】

- 現行の放課後児童クラブガイドライン（※1）では、児童の遊びを指導する者（児童厚生員）の資格を有する者が望ましいとされていることについてどう考えるか。
- 無資格者を指導員として認める場合、どのような手段で資質を確保することが有効と考えるか。

（背景・考え方）

- 放課後児童クラブガイドライン、放課後子どもプラン推進事業実施要綱（※2）では、指導員は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第38条の児童の遊びを指導する者（児童厚生員）の資格を有することが望ましいとされている。
- 平成24年5月1日調査（※3）によれば、資格なしの者が約3割を占める。
*24,915人（無資格者数）／86,457人（全指導員数）=28.8%
- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」では、「職員の資格、員数については、現行の事業実態を踏まえ、「従うべき基準」とすることも含め、法案提出までに整理する」こととされた。これを基に児童福祉法が改正され、放課後児童クラブを行う者は、条例で定める基準を遵守しなければならないこととされた。
- 従前特段の定めのない資格を法定化した際には、
 - ① 経過措置を設ける前例
 - ② 一定の研修の修了をもって有資格者とする前例がある。

【員数（従うべき基準）】

- 指導員の配置基準について、小学生ということ considering、指導員1名が担当する児童の数は何名程度が適当と考えるか。また、基準の定め方について、「児童●人につき指導員×人」といった考え方や、「児童●人から▲人までは指導員×人」といった考え方などがあるが、どのように定めるのが適当と考えるか。
- 職員の配置について、有資格者が1人いれば、残りの指導員は無資格者でも良いと考えるか、全員が有資格者であるべきと考えるか。
- 児童数にかかわらず、最低何名程度の指導員が必要と考えるか。

（背景・考え方）

- 放課後児童クラブガイドライン、放課後子どもプラン推進事業実施要綱では、放課後児童指導員を配置することとされているが、具体的な員数までは定めていない。
- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」では、「職員の資格、員数については、現行の事業実態を踏まえ、「従うべき基準」とすることも含め、法案提出までに整理する」こととされた。これを基に児童福祉法が改正され、放課後児童クラブを行う者は、条例で定める基準を遵守しなければならないこととされた。
- 現行の国庫補助基準額は、
 - ① 児童数 19名までは、約 110 万（利用料を含めると約 220 万）
 - ② 児童数 35名までは、約 200 万（利用料を含めると約 400 万）
 - ③ 児童数 36名以上で、約 290 万～320 万
（利用料を含めると約 580 万～約 640 万）とされている。（各種加算は除く。）
- 平成 24 年 5 月 1 日調査によれば、児童数と指導員の比率は、10：1 が中央値となっている。
- 保育所の人員基準は、「保育士の数は、児童おおむね●人につき 1 名以上」とされている。また、「保育所 1 につき 2 人を下ることはできない」とされている。

【利用児童数（参酌すべき基準）】

- クラブの集団規模は、どの程度が適当と考えるか。また、71人以上の大規模クラブの是非について、どう考えるか。

（背景・考え方）

- 放課後児童クラブガイドラインでは、集団の規模は40人程度までとすることが望ましく、最大でも70人までとすることとされている。

- 平成24年5月1日調査によれば、71人以上の大規模クラブは全体の6%を占める。

*1,269か所（大規模クラブ数）／21,085か所（全クラブ数）＝6.0%

（参考）

・20人～35人	6,064か所／21,085か所	＝28.8%
・36人～45人	4,750か所／21,085か所	＝22.5%
・46人～55人	3,232か所／21,085か所	＝15.3%
・56人～70人	2,840か所／21,085か所	＝13.5%

- 放課後子どもプラン推進事業実施要綱では、1クラブ当たりの児童数が一定規模以上になった場合には、分割により適正規模への転換に努めることとしている。

【施設（参酌すべき基準）】

- 児童のための専用室・専用スペースの広さは、どの程度が適当と考えるか。それは国が省令で具体的な広さを定めるべきと考えるか、自治体の裁量の範囲内で定めるべきと考えるか。
- 静養室・静養スペースなど、その他必要と考える施設・設備はあるか。それは国が省令で具体的な内容を定めるべきと考えるか、自治体の裁量の範囲で定めるべきと考えるか。

（背景・考え方）

- 放課後児童クラブガイドラインでは、専用の部屋または間仕切り等で仕切られた専用スペースを設け、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましいとされている。
- 放課後児童クラブガイドラインでは、子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保することとされている。
- 放課後子どもプラン推進事業実施要綱では、その活動に要する遊具、図書、所持品を収納するロッカー、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えることとされている。
- 平成24年5月1日調査によれば、児童1人当たり1.65㎡以上の専用室又は専用スペースを確保しているクラブは全体の約8割を占める。
*16,098 か所（1.65㎡以上クラブ数）／21,085 か所（全クラブ数）＝76.3%
- 平成24年5月1日調査によれば、静養スペースを確保しているクラブは全体の約6割を占める。
*13,509 か所（静養スペース有のクラブ数）／21,085 か所（全クラブ数）＝64.1%

【開所日数（参酌すべき基準）】

- 開所日数はどの程度が適当と考えるか。また、地域によって生活の形態が違
うと考えられるが、開所日数は国が省令で具体的な内容を定めるべきと考
えるか、自治体の裁量の範囲内で定めるべきと考えるか。

（背景・考え方）

- 放課後児童クラブガイドラインでは、子どもの放課後の時間帯、地域の実情
や保護者の就労状況を考慮して設定することとされており、特段の数値設定
はない。
- 仕事と家庭の両立を支援の観点を踏まえつつ、検討することが必要と考えら
れる。
- 放課後子どもプラン推進事業実施要綱では、年間 250 日以上開所すること
が補助要件とされている。（利用者へのニーズ調査の結果、実態として 250 日
以上開設する必要がない場合は、特例として 200 日以上の開設が補助要件）
- 平成 24 年 5 月 1 日調査によれば、ほぼ全てのクラブで年間 250 日以上開所
している。

*20,049 か所（年間 250 日以上開所クラブ）／21,085 か所（全クラブ数）＝95.1%

（参考）

- ・年間 280 日以上開所 16,509 か所／21,085 か所＝78.3%
- ・年間 300 日以上開所 389 か所／21,085 か所＝ 1.8%

【開所時間（参酌すべき基準）】

- 平日と休日・長期休暇それぞれにつき、開所時間はどの程度が適当と考えるか。また、地域によって生活の形態が違ふと考えられるが、開所時間国が省令で具体的な内容を定めるべきと考えるか、自治体の裁量の範囲内で定めるべきと考えるか。

（背景・考え方）

- 放課後児童クラブガイドラインでは、子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定することとされている。
- 「小1の壁」の問題があることにも留意が必要と考えられる。
- 放課後児童クラブガイドラインでは、土曜日、長期休業期間、学校休業日等については、8時間以上開所することとされている。
- 放課後子どもプラン推進事業実施要綱では、平日については1日平均3時間以上、長期休業期間については原則1日8時間以上開所することとされている。
- 平成24年5月1日調査によれば、ほぼ全てのクラブで平日3時間以上開所している。また、平日5時間以上開所しているクラブは約7割となっている。
 - *21,057 か所（平日3時間以上開所クラブ）／21,085 か所（全クラブ数）=99.9%
 - *20,065 か所（平日4時間以上開所クラブ）／21,085 か所（全クラブ数）=95.2%
 - *15,806 か所（平日5時間以上開所クラブ）／21,085 か所（全クラブ数）=75.0%
- 平成24年5月1日調査によれば、ほぼ全てのクラブで休日8時間以上開所している。
 - *20,967 か所（休日8時間以上開所クラブ）／21,017 か所（休日に開所している全クラブ数）=99.8%

【その他】

- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」「子ども・子育て新システム法案骨子」に明示されている事項（職員の資格、員数、施設、開所日数・開所時間など）を踏まえ、基準として定める事項について、どのように考えるか。子どもの人権への配慮など一般原則にも留意したほうが良いと考えるか。
- 利用手続きについて、市町村は、放課後健全育成事業に関しどの程度の情報提供・収集が必要と考えるか。
- その他、放課後児童クラブの基準に関し御意見はあるか。

《背景・考え方》

■ 設備運営基準では、児童福祉施設全般に係る一般原則として、子どもの人権への配慮、入所児童に対する虐待の禁止、秘密保持（業務上知り得た利用者・家族等に関する情報に関する守秘義務）等を規定している。

■ 現在、市町村で策定されている放課後児童クラブに関する条例では、基本的に設置条例となっており、目的・基本理念、設置場所、施設名称、定員等が定められている。そのほか何らかの利用手続き（申込先、利用の決定、利用料、利用料の減免など）について規定されているものがあるが、民設民営の放課後児童クラブには適用されていないものと考えられる。

* 条例を制定している 55 市町村（人口規模、地域別に無作為抽出）の状況

・利用要件（対象児童）について規定	55 市町村（設定率 100%）
・利用要件（家庭の状況）について規定	52 市町村（設定率 95%）
・利用の申込先について規定	52 市町村（設定率 95%）
・利用の決定について規定	52 市町村（設定率 95%）
・利用料について規定	53 市町村（設定率 96%）
・利用料の減免について規定	51 市町村（設定率 93%）

■ 新制度施行後は、策定された条例の基準は民設民営にも適用されることとなる。

- ※1 「放課後児童クラブガイドライン」（平成 19 年 10 月 19 日雇児発第 1019001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をいう。
- ※2 「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成 19 年 3 月 30 日 18 文科生第 587 号、雇児発第 0330039 号文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）別紙をいう。
- ※3 「平成 24 年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省調べ）をいう。

以上